

# CAPITAL MARKETS LEGAL UPDATE

## CONTENTS

- 1 概要
- 2 本制度の内容
- 3 証券訴訟への適用可能性

## 日本版クラスアクション(集団的消費者被害回復に係る訴訟制度)

弁護士 福家 靖成 | 弁護士 藤原 利樹

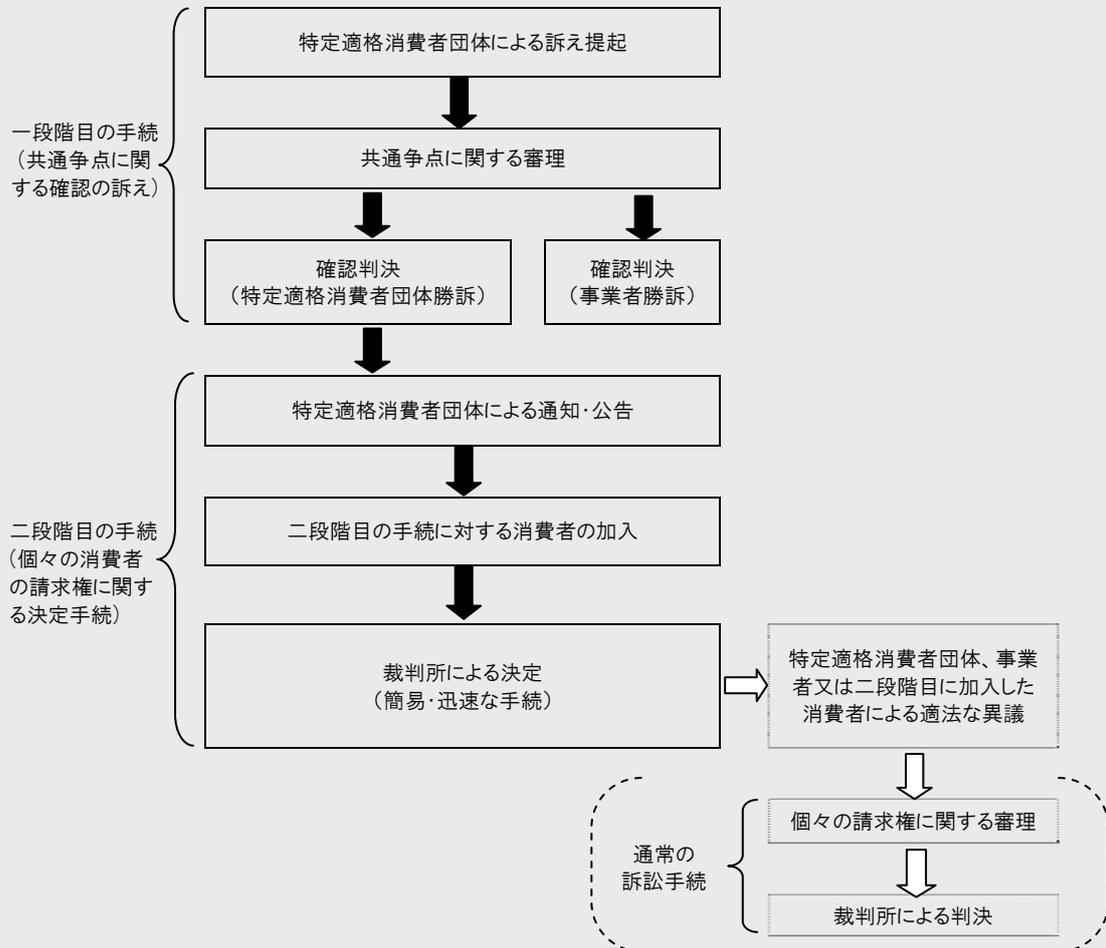
同種被害が多数発生する傾向のある消費者被害について、簡易・迅速に被害回復を図ることを目的とする新たな訴訟制度(いわゆる日本版クラスアクション。以下「本制度」という。)の立法に向けた作業が現在行われている。内閣府の消費者委員会が設置した集団的消費者被害救済制度専門調査会は、平成23年8月、報告書を取りまとめ、消費者庁は、平成23年12月、上記報告書を踏まえ、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」(以下「本骨子」という。)を公表した。同制度については、現在、開会中の通常国会(第180回、会期は6月21日まで。)への提出を目標として法案作成作業が行われている。本ニュースレターでは、現時点で公表されている資料に基づいて、本制度を概観したうえで、証券訴訟への適用可能性について検討する。

### 1 概要

本制度では、その手続が2つの段階に分けられている(次頁の図を参照)。一段階目の手続は、特定適格消費者団体が事業者を相手として提起する訴訟手続であり、多数の消費者と事業者との間の共通争点についての確認判決が下される。一段階目の手続で特定適格消費者団体が勝訴すると、二段階目の手続(個々の消費者の請求権の存否及び額に関する決定手続)に移行する。

二段階目の手続では、まず一段階目の手続において原告であった特定適格消費者団体が手続の開始を申し立て、次に消費者の手続加入のための通知・公告を行う。これを受けて、個々の消費者が手続に加入した後、特定適格消費者団体が事業者に対し請求する金額等を取りまとめて裁判所に届け出る。事業者によるその金額等に関する認否等の手続を経て、個々の消費者に対する最終的な返還金額が決定される。

本制度では、消費者は、一段階目の手続で特定適格消費者団体が勝訴した後、ある程度勝訴の見込みを立てて、二段階目の手続から加入できるので、消費者被害の簡易・迅速な回復が期待できる。また、事業者にとっても、多数の消費者との間の紛争を効率的に解決することができるメリットがある。



## 2 本制度の内容

### (1) 特定適格消費者団体

本制度の特徴として、まず、被害を受けた個々の消費者ではなく、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が提起する訴えであることが挙げられる。日本には、現在、消費者契約法第13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が10団体存在するが、これらのうち、さらに本制度に対応するための要件を満たすものとして内閣総理大臣から認定された消費者団体のみが「特定適格消費者団体」として本制度に基づく訴訟を提起することができる。

### (2) 本制度の対象となる権利

被害回復の対象となる権利が限定されていることも、本制度の特徴として挙げられる。具体的には、本制度の対象となるのは、消費者の事業者に対する金銭の支払いを目的とする請求権で、以下のいずれかの分類に該当するものに限られる。

①消費者と事業者との間で締結される契約(以下「消費者契約」という。)が不存在若しくは無効であること、又は消費者契約が取り消され、若しくは解除(クーリングオフを含む。)されたことに基づく不当利得返還請求権(例:いわゆる詐欺的商法など契約そのものが無効である場合など)

②消費者契約に基づく履行請求権(例:消費者が売主となる物品の売買契約において、不当な契約条項に基づき売却代金の支払いを拒絶する事業者に対し、消費者が支払いを請求する場合など)

③消費者契約の締結又は履行に際してなされた事業者の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権(例:不当勧誘事件のうち、パンフレットに基づく勧誘など多数の消費者に対する勧誘態様が共通しているものなど)

④消費者契約の債務不履行又は消費者契約上の瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権(例:商品の品質が不良である場合など)

### (3) 一段階目の手続(共通争点の確認の訴え)

上述のとおり、一段階目の手続は、共通争点について確認を行う訴訟手続である。

一段階目の手続を開始するに当たっては、上記(1)及び(2)が満たされることに加えて、以下の3つの要件を満たす必要があるとされ、これらの要件を満たさない訴えは却下される。

①多数性: 相当程度多数の消費者の請求権が事業者に対して存在すること。

②共通性: 同一又は同種の事実上又は法律上の原因に基づき被害が生じていること。

③支配性(優越性): 一段階目の手続で確認を求める事項を前提として、個別の消費者の請求権の存否及び額を判断すれば、二段階目の手続に加入した多数の消費者について、個々の消費者ごとに改めて相当程度の審理をすることを要しなくなるような状態であること。

一段階目の手続において裁判所が下した確認判決の効力は、一段階目の手続の当事者(原告となった特定適格消費者団体及び被告である事業者)に及ぶほか、他の特定適格消費者団体及び二段階目の手続に加入した消費者にも及ぶ。

### (4) 二段階目の手続(個々の消費者の請求権に関する決定手続)

二段階目の手続は、個々の消費者の請求権を簡易・迅速に決定する手続であり、一段階目の手続で原告となった特定適格消費者団体(以下「申立団体」という。)の申立てにより開始される。手続開始後、申立団体は、消費者に対して手続への加入を促す個別通知を行うとともに、インターネット等で公告を行う。申立団体は、事業者に対し、事業者のウェブサイトに掲載するなどの方法で公告を行うことを求めることができる。また、裁判所は、事業者に対し、対象消費者への個別通知に必要な情報が記載された文書等を申立団体に提出するよう命じることができる。

申立団体は、裁判所に対し、申出のあった消費者の請求権の届出を行う。事業者が届出の内容を認めた場合、届け出られた内容がそのまま確定するが、事業者が届出の内容を認めず争った場合、争われた請求権の存否及び額については裁判所が簡易・迅速な手続により決定する。

裁判所の決定に対して不服がある場合、申立団体、二段階目の手続に加入した消費者及び事業者は、異議を申し立てることができる。適法な異議申立てがなければ、裁判所の決定はそのまま確定する。適法な異議申立てがあった場合には、異議の対象となった請求権の存否及び額は、通常の訴訟手続に移行して審理されることになる。

## 3 証券訴訟への適用可能性

金融商品取引法(以下「金商法」という。)上、有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているとき(以下「虚偽記載等」と総称する。)には、当該書類の提出者等は、一定の投資家に対して損害賠償責任を負うものとされている。具体的には、有価証券の発行市場においては、有価証券届出書又は目論見書に虚偽記載等があつ

た場合には、当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者に対し、当該有価証券届出書の提出者及び当該目論見書を作成した発行者(金商法第 18 条)、当該届出書の提出者の役員等(第 21 条)並びに当該目論見書の使用者(第 17 条)は、それぞれ損害賠償責任を負う。また、有価証券の流通市場においては、有価証券報告書等に虚偽記載等があった場合には、当該開示書類の公衆縦覧期間中に有価証券報告書等の提出者が発行する有価証券を取得した者に対し、当該有価証券報告書等の提出者(第 21 条の 2)及び当該提出者の役員等(第 22 条、第 24 条の 4 等)は、それぞれ損害賠償責任を負う。さらに、発行市場や流通市場において、開示書類の虚偽記載等により損害を被った投資家は、これらの金商法の規定の要件を満たすか否かにかかわらず、発行者等に対して、民法第 709 条等の不法行為に関する一般規定を根拠として損害賠償を請求することが可能であると解されている。以下、このような損害賠償請求権が、本制度の対象になり得るか否かについて検討する。

上記 2(2)で説明したとおり、本制度による保護の対象となるためには、まず、消費者契約が存在することが前提となる。有価証券を取得した個人投資家が本制度における「消費者」に該当するか否かは、本骨子からは必ずしも明確ではなく、有価証券に係る取引の原資や運用目的等を考慮しながら、投資家ごとに、消費者として認められる「個人(事業を行う場合におけるものを除く。)」(本骨子 3 頁)に当たるか否かを判断していく必要がある。少なくとも個人投資家の一部は、「消費者」に該当する可能性があるものといえる。

しかし、平成 23 年 12 月 13 日に行われた第 77 回消費者委員会において、流通市場における虚偽記載等の事案については、有価証券の発行会社と消費者との間に消費者契約が存在しないため、本制度の対象にならないと説明されている。本制度の対象となる不法行為に基づく損害賠償請求権については、不法行為を行った事業者が消費者契約を締結したなど、一定の行為を行ったといった関係が存在することが前提とされているところ、流通市場で有価証券を取得した投資家については、虚偽記載等を行った提出者等が投資家との間でそのような行為を行ったという関係が存在しないのが通常であるため、本制度の保護の対象となる可能性は低いと思われる。

これに対し、発行市場における虚偽記載等の事案の場合は、虚偽記載等を行った提出者等が投資家との間で契約を締結するなど、一定の行為を行うのが通常であるため、開示書類の虚偽記載等は、「消費者契約の締結…に際してされた…不法行為」に該当することになる場合が多いと考えられる。

ただし、この場合に本制度の対象になるのは、民法第 709 条等の一般規定に基づく損害賠償請求権であって、金商法に基づく損害賠償請求権は対象としないことが想定されているようである。本骨子において、本制度の対象となる不法行為に基づく損害賠償請求権は、「民法上の不法行為」に基づくものとされており、またその趣旨について、第 77 回消費者委員会においては、特別法に基づく損害賠償請求権を本制度の対象から除外して民法上の不法行為に基づく請求権に限定する旨が説明されているからである。

もっとも、開示書類の虚偽記載等に関する金商法上の損害賠償責任規定は、投資家をより一層保護するため、民法第 709 条の特則として位置付けられていることに鑑みると、本制度の利用によってかえって消費者が不利になってしまうという帰結が合理的か、疑問の余地も残る。この点については、本制度に関する実際の法案の提出を待って、金商法上の損害賠償責任規定の適用が明確に排除されているか否かを確認する必要がある。

以上のとおり、証券訴訟のどの範囲までが本制度の対象となるかという点については、未だ不明確な点も残っている。この点については、消費者庁での法案作成作業及び法案提出後の国会での議論に注目し、さらに検討を行う必要があるものと考えられる。

□ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の福家靖成([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))又は藤原利樹([toshishige.fujiwara@amt-law.com](mailto:toshishige.fujiwara@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

□ Capital Markets Legal Update  
担当パートナー： 多賀大輔、広瀬卓生、吉井一浩  
本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[cm-newsletter@amt-law.com](mailto:cm-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

□ 本ニュースレターのバックナンバーは、  
<http://www.amt-law.com/bulletins10.html>  
にてご覧いただけます。



## CONTACT INFORMATION

### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036

東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー38階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)

URL: <http://www.amt-law.com/>